

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則 (都市計画課)	1
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	1

規 則

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに
公布する。

平成18年 3 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成17年北海道条例第110号) 附則第 2 項
の規則で定める期間は、次の表の左欄に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件の種類等
に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

種 類	等	期 間
北海道屋外広告物条例施行規則 (昭和26年 北海道規則第17号。以下「規則」とい う。) 別表第 1 に規定する固定広告物 (北 海道屋外広告物条例 (昭和25年北海道条例 第70号。以下「条例」という。) 第 6 条第 1 項第 3 号に掲げるものを除く。)	高さが 4 メートル以下のもの	2 年間
	高さが 4 メートルを超えるもの	6 年間
規則別表第 1 に規定する固定広告物 (条例第 6 条第 1 項第 3 号に掲げるもの に限る。)		6 年間
規則別表第 1 に規定する簡易広告物		1 年間

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則 (昭和26年北海道規則第17号) の一部を次のように改正す
る。

第 1 条の 2 中「掲出物件を」を「広告物を掲出する物件 (以下「掲出物件」という。)
を」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「報告」の次に「の徴収」を加え、
同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「、第12条第 2 項及び第21条」を「及び第12条第 2
項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 条例第 8 条第 3 項の規定による手数料の減免 (第 1 号に掲げる事務に係るものに限
る。) に関すること。

第 1 条の 2 に次の11号を加える。

(8) 条例第14条の 2 の規定による公表に関すること。

(9) 条例第21条の 2 第 1 項の規定による登録申請書の受理に関すること。

(10) 条例第21条の 3 第 1 項の規定による登録及び同条第 2 項の規定による通知に関するこ
と。

(11) 条例第21条の 4 第 2 項 (条例第22条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。) の規
定による通知に関すること。

(12) 条例第21条の 5 第 1 項の規定による届出の受理及び同条第 2 項の規定による登録に関
すること。

(13) 条例第21条の 6 の規定による屋外広告業者登録簿の備付け及び閲覧に関すること。

(14) 条例第21条の 7 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。

(15) 条例第21条の 8 の規定による登録の抹消に関すること。

(16) 条例第22条の 4 第 1 項の規定による登録の取消し及び営業の停止の命令に関すること。

(17) 条例第22条の 5 第 1 項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け及び閲覧並びに
同条第 2 項の規定による処分の内容等の登載に関すること。

(18) 条例第23条の 2 第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第 1 条の 4 第 1 項中「第 3 条第 1 項第 8 号」を「第 3 条第 1 項第 4 号の 2、第 4 号の 3 若
しくは第 8 号」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる施設への案内を目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所並びに同法第2条第1項に規定する助産所

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に係る施設

エ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設

カ その他知事が定める施設

第2条第3項中「次のとおり」を「走行中に破損するおそれのないものであること」に改め、同項各号を削り、同条第5項第1号中「10平方メートル」を「3.5平方メートル」に、「20平方メートル」を「7平方メートル」に改め、同条に次の1項を加える。

6 条例第6条の2の規定による協議は、別記第8号様式の2の公共広告物表示・設置協議書により行うものとする。

第3条第5号中「完全」を「安全」に改める。

第4条第3項中「限る。」の次に「及び別記第3号様式の2の屋外広告物点検結果報告書」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前3項に掲げる書類のほか、知事又は支庁長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第5条に次の1項を加える。

3 条例第8条第3項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、当該許可の申請をする際、別記第3号様式の3の屋外広告物許可申請手数料減免申請書を知事又は支庁長に提出しなければならない。

第6条中「行為者」を「行為者等」に改める。

第8条中「行為者」を「行為者等」に、「出願者」を「許可を受けようとする者」に改める。

第8条の2第2項中「ときは、次の各号に掲げるいずれかの者」の次に「（道内に住所を有するものに限る。）」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者

第8条の3第1項中「別記第3号様式の2の管理者選任等届」を「別記第3号様式の4の屋外広告物管理者選任等届」に改め、同条第3項中「有する者」の次に「又はこれらの者を雇用する法人」を、「書面」の次に「及び当該資格を有する者の住民票の抄本又はこれに代わる書面」を加える。

第9条の2中「届出は、」の次に「除却後の写真を添えて」を、「により」の次に「正副2通を」を加える。

第13条中「第9条」の次に「、第9条の2」を加える。

第14条中「第12条の2第2項」の次に「（条例第23条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第15条の次に次の1項を加える。

（公表の内容）

第15条の2 条例第14条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該広告物の表示内容又は当該掲出物件の設置場所その他当該広告物又は当該掲出物件を特定するために必要な事項

(3) 当該命令の原因となる事実

(4) 当該命令の根拠となる条例の条項

(5) 当該命令の内容

(6) 当該命令の履行状況その他の必要な事項

第20条から第24条までを次のように改める。

（更新の登録の申請期間）

第20条 条例第21条第3項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に当該更新の登録を申請しなければならない。

（登録の申請）

第21条 条例第21条の2第1項の規定による登録申請書の提出は、札幌市、函館市又は旭川市の区域内においてのみ営業活動を行う場合を除き、別記第11号様式の屋外広告業登録申請書を、道内に営業所を有する者にあつては道内の主たる営業所の所在地（市の区域を含む。）を所管する支庁長に、道内に営業所を有しない者にあつては主たる営業活動を行う地域（市の区域を含む。）を所管する支庁長に提出してしなければならない。

2 条例第21条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第21条の2第1項に規定する登録申請者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員が、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(2) 条例第22条第1項の業務主任者（以下「業務主任者」という。）が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(3) 登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一

の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。次号において同じ。)及び業務主任者の略歴を記載した書面

(4) 登録申請者及び業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

(5) 登録申請者が法人である場合(登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をするときを含む。)にあっては、登記事項証明書

3 条例第21条の2第2項及び前項第1号に規定する誓約する書面は、別記第11号様式の2によるものとする。

4 第2項第3号に規定する略歴を記載した書面は、別記第11号様式の3及び別記第11号様式の4によるものとする。

(屋外広告業者登録簿)

第22条 条例第21条の3第1項の屋外広告業者登録簿は、別記第12号様式によるものとする。

2 条例第21条の6の規則で定める場所は、前条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出があった支庁とする。

(登録の通知)

第23条 条例第21条の3第2項の規定による通知は、別記第12号様式の2の屋外広告業登録通知書により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第21条の5第2項の規定による登録をした旨の通知について準用する。

(登録の拒否の通知)

第24条 条例第21条の4第2項の規定による登録の拒否の通知は、別記第12号様式の3の屋外広告業登録拒否通知書により行うものとする。

第24条の次に次の6条を加える。

(変更の届出)

第24条の2 条例第21条の5第1項の規定による変更の届出は、別記第13号様式の屋外広告業登録事項変更届出書を第21条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出をした支庁長に提出してしなければならない。

2 条例第21条の5第3項において準用する条例第21条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第21条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業者が個人である場合にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面及び登記事項証明書(商号により登録をした場合に限る。)、法人である場合にあっては登記事項証明書

(2) 条例第21条の2第1項第2号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書

(3) 条例第21条の2第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書、当該役員が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面、当該役員の略歴を記載した書面及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 条例第21条の2第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 当該法定代理人が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面、当該法定代理人の略歴を記載した書面及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

(5) 条例第21の2第1項第5号に掲げる事項の変更の場合 第21条第2項第2号に規定する書面、当該業務主任者の略歴を記載した書面及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

3 第21条第3項の規定は、前項第3号及び第4号に規定する誓約する書面について準用する。

4 第21条第4項の規定は、第2項第3号から第5号までに規定する略歴を記載した書面について準用する。

(廃業等の届出)

第24条の3 条例第21条の7第1項の規定による届出は、別記第14号様式の屋外広告業廃業等届出書を第21条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出をした支庁長に提出してしなければならない。

(標識)

第24条の4 条例第22条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録年月日

(3) 営業所の名称

(4) 業務主任者の氏名

2 条例第22条の2の規定による標識の掲示は、別記第14号様式の2の屋外広告業者登録票により行うものとする。

(帳簿の記載事項等)

第24条の5 条例第22条の3の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 注文者(屋外広告業者に広告物又は掲出物件の表示又は設置の委託等をする者をいう。)の商号、名称又は氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

(3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

(4) 表示又は設置の年月日

(5) 契約金額

2 条例第22条の3の帳簿は、別記第14号様式の3によるものとする。

3 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(登録の取消し又は営業の停止の通知)

第24条の6 条例第22条の4第2項において準用する条例第21条の4第2項の規定による通

知は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 屋外広告業の登録の取消し 別記第14号様式の4
- (2) 屋外広告業の営業の全部又は一部の停止 別記第14号様式の5
(屋外広告業者監督処分簿)

第24条の7 条例第22条の5第1項の屋外広告業者監督処分簿は、別記第14号様式の6によるものとする。

- 2 条例第22条の5第1項の規則で定める場所は、第21条第1項の規定による屋外広告業登録申請書の提出があった支庁とする。
- 3 条例第22条の5第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 商号、名称又は氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日）
 - (2) 道の区域内において営業を行う主たる営業所の名称及び所在地
 - (3) 当該処分の根拠となる条例の条項
 - (4) 当該処分の期間
 - (5) 当該処分の原因となる事実
 - (6) 罰則の適用状況その他の必要な事項

第25条第1項中「第22条第3項」を「第22条の6第1項」に、「同条第1項第1号」を「条例第22条第1項第1号」に改める。

第26条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

第26条第3項中「第22条第5項に規定する」を「第22条の6第2項の」に改める。

第27条第1項第1号中「（昭和25年法律第202号）」を削り、同項第2号中「（昭和35年法律第139号）」を削る。

第29条の見出しを「（業務主任者の資格の認定）」に改め、同条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「屋外広告物講習会修了者等認定申請書」を「業務主任者資格認定申請書」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

第29条第4項中「屋外広告物講習会修了者等認定書」を「業務主任者資格認定書」に改める。

第30条中「及び」を「又は」に、「の区分」を「の規定による区分」に改める。

附則第3項中「第25条第3項」を「第33条第3項」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

附則第4項中「第26条第2項」を「第34条第2項」に改める。

附則第5項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

別表第1中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

別表第3第1号の表中

「

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 条例第6条第1項第3号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件で、表示面積の合計（簡易広告物を含む。以下同じ。）が1事務所又は1営業所当たり30平方メートル以内及び高さ10メートル以下のものであること。
- 2 公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件で、1面の表示面積が10平方メートル以内で、かつ、表示面積20平方メートル以内及び高さ6メートル以下のものであること。

を

」

「

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 条例第6条第1項第3号に掲げる広告物又は掲出物件であって、表示面積が1個当たり30平方メートル以内で、かつ、表示面積の合計（簡易広告物を含む。以下同じ。）が1事務所又は1営業所当たり30平方メートル以内及び高さ10メートル以下のものであること。
- 2 施設等への案内を目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件であって、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 1面の表示面積が3.5平方メートル以内で、かつ、表示面積7平方メートル以内及び高さ6メートル以下であること。
 - (2) 数量が1の施設等当たり4個以下であること。
 - (3) 当該施設等への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件相互間の距離が500メートル以上であること。
 - (4) 当該施設等からの距離が5キロメートル以内の場所に表示し、又は設置するものであること。
 - (5) 表示方法は、施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。

に改める。

」

別表第6第二種禁止地域の項中「表示面積」の次に「が1個当たり10平方メートル以内で、かつ、表示面積」を加える。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第2条関係）

区 分	基 準	
第一種禁止地域	表示面積及び高さ	表示面積3.5平方メートル以内及び高さ5メートル以下のものであること。
	数量	1施設当たり4個以下であること。
	当該施設への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件相互間の距離	500メートル以上であること。
	表示又は設置の場所	当該施設からの距離が5キロメートル以内であること。
	表示方法	施設の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するものであり、かつ、発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること。
第二種禁止地域	表示面積及び高さ	1面の表示面積が3.5平方メートル以内で、かつ、表示面積7平方メートル以内及び高さ5メートル以下のものであること。
	数量	1施設当たり4個以下であること。
	当該施設への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件相互間の距離	500メートル以上であること。
	表示又は設置の場所	当該施設からの距離が5キロメートル以内であること。
	表示方法	施設の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するものであり、かつ、発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること。

備考

- 1 屋上広告物を屋上構造物に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、屋上広告物の高さに算入する。
- 2 壁面広告物のうち、建築物の壁面から突き出して設置されるものにあつては、出幅が1.5メートル以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
- 3 簡易広告物にあつては、別表第3第2号の表に定める規格を満たすものであること。

別記第1号様式(表)中「屋外広告業届出番号」を「屋外広告業登録番号」に改め、同様式(表)の末尾欄外注の4の(2)の事項中「条例第22条の規定により屋外広告業を営む者が営業所ごとに置く講習会修了者等」を「条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者」に改め、同注の4の(3)の事項を次のように改める。

(3) 屋外広告物講習会修了番号は、管理者が条例第22条第1項第1号の講習会の課程を修了した者である場合にその番号を記載すること。

別記第1号様式(表)の末尾欄外注の5の(3)の事項の次に次の1事項を加える。

(4) 第一種禁止地域、第二種禁止地域又は第六種許可地域における案内を目的とする広告物にあつては、案内しようとする施設等からの距離が明示されている図面

別記第2号様式(表)中

6	変 更 し よ う と す る 事 項	既表示面積 (m^2) 表示面積の増減 (増・減 m^2) 変更後の面積 (m^2)
---	------------------------	---

を	6	変 更 し よ う と す る 事 項	縦	横	面 数	高 さ	表 示 面 積	照
		変 更 後	m	m		m	m^2	有・
		変 更 前	m	m		m	m^2	有・

明 数 量	
無	
無	

に、「屋外広告業届出番号」を「屋外広告業登録番号」に改め、同様式(表)

の末尾欄外注の5の(2)の事項中「条例第22条の規定により屋外広告業を営む者が営業所ごとに置く講習会修了者等」を「条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者」に改め、同注の5の(3)の事項を次のように改める。

(3) 屋外広告物講習会修了番号は、管理者が条例第22条第1項第1号の講習会の課程を修了した者である場合にその番号を記載すること。

別記第2号様式(表)の末尾欄外注の6の(3)の事項の次に次の1事項を加える。

（4）第一種禁止地域、第二種禁止地域又は第六種許可地域における案内を目的とする広告物にあっては、案内しようとする施設等からの距離が明示されている図面別記第3号様式の末尾欄外注の4の(1)の事項を次のように改める。

（1）管理者は、道内に住所（法人にあっては、事務所）を有するものであること。
別記第3号様式の末尾欄外注の4の(2)の事項中「条例第22条の規定により屋外広告業を営む者が営業所ごとに置く講習会修了者等」を「条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者」に改め、同注の4の(3)の事項を次のように改める。

（3）屋外広告物講習会修了番号は、管理者が条例第22条第1項第1号の講習会の課程を修了した者である場合にその番号を記載すること。
別記第3号様式の末尾欄外注の5の事項中「カラー写真」の次に「及び申請前30日以内に点検した屋外広告物点検結果報告書」を加える。

別記第3号様式の2の末尾欄外注の5の事項中「欄若しくは」を「欄又は」に改め、同注の5の(1)の事項中「条例第22条の規定により屋外広告業を営む者が営業所ごとに置く講習会修了者等」を「条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者」に改め、同注の5の(2)の事項を次のように改め、同様式を別記第3号様式の4とする。

（2）屋外広告物講習会修了番号は、管理者が条例第22条第1項第1号の講習会の課程を修了した者である場合にその番号を記載すること。
別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式の2（第4条関係）

屋外広告物点検結果報告書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長 様 ）

出願者 住所
氏名
（ 電話 番 ）

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

管理者 住所
氏名
（ 電話 番 ）

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次の点検結果は、事実に相違ありません。

点検年月日	年 月 日			
屋外広告物の概況				
表示又は設置の場所				
表 示 内 容				
設 置 年 月 日		年 月 日 （経過年数 年 月）		
点 検 結 果				
点 検 部 位		異 常	異 常 の 内 容	改 善 の 概 略
表 示 面		有・無		
基 礎		有・無		
接合部	基 礎	有・無		
	建築物と支柱	有・無		
	広告板と支柱 及び 主 要 構 造 部	有・無		
広告板	下 地 材	有・無		
	枠 組 み	有・無		
その他		有・無		
		有・無		
		有・無		

注 屋外広告物継続許可申請書に添付すること。

別記第3号様式の3（第5条関係）

屋外広告物許可申請手数料減免申請書

年 月 日

北海道知事 様

(支庁長 様)

申請者 住所
氏名

(電話 番)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

北海道屋外広告物条例第 8 条第 3 項の規定により、屋外広告物許可申請手数料の減額
(免除) を受けたいので、次のとおり申請します。

屋外広告物 の 種 類		許 可 年 月 日	年 月 日
		許 可 番 号	第 号指令
設 置 の 場 所		許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
手 数 料			
減額 (免除) する額			
減 免 申 請 理 由			

注 1 屋外広告物許可申請書、屋外広告物変更許可申請書又は屋外広告物継続許可申請
書に添付して申請すること。

2 「許可年月日」欄、「許可番号」欄及び「許可期間」欄は、現に許可を受けてい
るものについて記載すること。

別記第 4 号様式の末尾欄外注の 5 の(2)の事項中「条例第 22 条の規定により屋外広告業を
営む者が営業所ごとに置く講習会修了者等」を「条例第 22 条第 1 項の規定により屋外広告業
者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者」に改め、同注の 5 の(3)の事
項を次のように改める。

(3) 屋外広告物講習会修了番号は、管理者が条例第 22 条第 1 項第 1 号の講習会の
課程を修了した者である場合にその番号を記載すること。

別記第 4 号様式の 2 中

受

付

届

を

済 証 印

受

付

に改め、同様式の末尾欄外注に次の 1 事項を加える。

4 除却後の写真を添付すること。

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 8 号様式の 2 (第 2 条関係)

公共広告物表示・設置協議書							
表 示 又 は 1 設 置 の 場 所		表 示 又 は 2 設 置 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで			

3	屋 外 広 告 物 の 態 様	種 類	縦	横	面数	高さ	表示面積	照 明	数量
			m	m		m	m ²	有・無	
4	工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日					受 付		
5	工 事 施 工 者	住所 氏名 電話 番 (屋外広告業登録番号)							
6	広告意匠設計者	住所 氏名 電話 番 (屋外広告業登録番号)							
上記のとおり協議します。 年 月 日		表示 ・ 設 置 者	団体名 代表者職・氏名 所在地					印	
北海道知事 様 (支庁長 様)			電話 番						
地域区分の判定		第 種許可地域・第 種禁止地域							
協 議 内 容									

- 注 1 印欄は、記載しないこと。
- 2 住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 3 屋外広告業登録番号は、工事施工者又は広告意匠設計者が屋外広告業者である場合にのみ記載すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 付近見取図
- (2) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面

(照明を伴うときは、その旨を明示したもの)

(3) 承諾書又は許可書の写し(表示し、又は設置する場所又は物件が、他人の所有又は管理に属する場合に限る。)

(4) 第一種禁止地域、第二種禁止地域又は第六種許可地域における案内を目的とする広告物にあっては、案内しようとする施設等からの距離が明示されている図面

別記第9号様式(表面)中「第12条の2」の次に「又は第23条の2」を加え、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏面)

北海道屋外広告物条例(抜粋)

(報告及び立入検査)

第12条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、行為者等から報告させ、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び立入検査)

第23条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、道の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式（第21条関係）

（表）

屋外広告業登録申請書			
北海道屋外広告物条例第21条第1項（第3項）の規定により、屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		北海道収入証紙 北海道収入証紙 ち　　ょう　　付　　欄 ち　　ょう　　付　　欄	
支庁長　様		年　　月　　日	
住所 氏名		（電話　番）	
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕			
登録の種類	1 新規	登　録　番　号	北海道屋外広告業登録第　　号
	2 更新	登録年月日	年　　月　　日
ふ　り　が　な 商号、名称又は氏名 及び生年月日 （法人にあっては、 商号又は名称並びに代表者の氏 名及び生年月日）	生年月日　　年　　月　　日 法人・個人の別　　1　法人　　2　個人		
住　　所 （法人にあっては、 主たる事務所の 所在地）	〒 （電話　番）		
道の区域内において 営業を行う主たる営 業所の名称及び所在 地	名　称		
	所在地	〒 （電話　番）	
業務主任者の設置状 況	ふりがな 氏　名	住　　所	資格等の名称
		〒	

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職氏名	職	ふりがな 氏　名
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏　名	
	住　　所	〒 （電話　番）

- 注　1　印欄は、新規登録の場合は記載しないこと。
2　次に掲げる書類を添付すること。
（1）登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
（2）業務主任者の資格を証する書面
（3）登録申請者及び業務主任者の略歴書
（4）登録申請者及び業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
（5）登録申請者が法人である場合（登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をするときを含む。）にあっては、登記事項証明書

（裏）

営 業 所	名　　称	
	所　在　地	〒 （電話　番）
営 業 所	業務主任者設置状況	ふりがな 氏　名 住　　所 〒 （電話　番）
	名　　称	
営 業 所	所　在　地	〒 （電話　番）
	業務主任者	ふりがな 氏　名

所	者設置状況		(資格等の名称)	
		住 所	〒 (電話 番)	
営	名 称			
		所 在 地	〒 (電話 番)	
業	業務主任者設置状況	ふりがな氏 名	(資格等の名称)	
		住 所	〒 (電話 番)	
所	名 称			
		所 在 地	〒 (電話 番)	
業	業務主任者設置状況	ふりがな氏 名	(資格等の名称)	
		住 所	〒 (電話 番)	
他の地方公共団体における登録状況		地方公共団体名	登 録 年 月 日	登 録 番 号

別記第11号様式の次に次の3様式を加える。

別記第11号様式の2（第21条関係）

誓 約 書	
登録申請者、その役員及び法定代理人は、北海道屋外広告物条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。	
年 月 日	
申請者	㊟

支庁長 様

別記第11号様式の3（第21条関係）

登録申請者	(本人 法人の役員 法定代理人)	の略歴書
住所 氏名		㊟
年 月 日生		㊟
(電話 番)		

次のとおり相違ありません。

職 歴	期 間	職 務 内 容	勤 務 先
	年 月～年 月		
行政処分等	年 月～年 月	行 政 処 分 等 の 内 容	

- 注 1 「本人・法人の役員・法定代理人」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 2 「職歴」欄には、最近のものから順次記入すること。
- 3 「行政処分等」欄には、屋外広告物法に基づく条例若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は屋外広告物法に基づく条例に基づく処分を受けた経歴について記入すること。

別記第11号様式の4（第21条関係）

業務主任者の略歴書
住所 氏名
年 月 日生
(電話 番)

次のとおり相違ありません。

資 格 等	1 講習会修了者 2 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者 3 職業訓練指導員 4 技能検定合格者 5 職業訓練修了者 6 知事が認定した者		
	修 了 番 号 又 は 認 定 番 号		
	講習会修了者にあつては、講習会を修了した地方公共団体名		
職 歴	期 間 年 月～年 月	職 務 内 容	勤 務 先

注 「職歴」欄には、最近のものから順次記入すること。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式（第22条関係）

（表）

屋外広告業者登録簿			
登 録 番 号	北海道屋外広告業 登録第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
		初 回 登 録 年 月 日	年 月 日
法 人 ・ 個 人 の 別	1 法人 2 個人		
ふ り が な 商号、名称又は氏名 及び生年月日 (法人にあつては、 商号又は名称並 びに代表者の氏 名及び生年月日)	生年月日 年 月 日	変更(年 月 日) 生年月日 年 月 日	
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の 所在地)	〒 (電話 番)	変更(年 月 日) 〒 (電話 番)	

道の区域内において営業を行う主たる営業所の名称及び所在地	名 称		変更(年 月 日)
	所 在 地	〒 (電話 番)	変更(年 月 日) 〒 (電話 番)
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職氏名			
職		ふりがな 氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所			
ふりがな 氏 名			
住 所	〒	(電話 番)	
業 務 主 任 者 設 置 状 況	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒	(電話 番)
	資 格 等 の 名 称 (修了番号又は認定番号)	()	

（裏）

営業所	名 称	
	所 在 地	〒 (電話 番)
	業 務 主 任 者	ふりがな 氏 名
	住 所	〒

設置状況		(電話番)	
	資格等の名称 (修了番号又は認定番号)	()	
	名称		
	所在地	(電話番)	
営業所	業務主任者設置状況	ふりがな氏名	
		住所	(電話番)
		資格等の名称 (修了番号又は認定番号)	()
		名称	
営業所	業務主任者設置状況	ふりがな氏名	
		住所	(電話番)
		資格等の名称 (修了番号又は認定番号)	()
		名称	
他の地方公共団体 における登録状況	地方公共団体名	登録年月日	登録番号

別記第12号様式の次に次の2様式を加える。
別記第12号様式の2（第23条関係）

第 号 年 月 日	
屋外広告業登録通知書	

住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	支庁長 印
年 月 日付けで申請のあった屋外広告業については、北海道屋外広告物条例第21条の3第1項の規定に基づき、次のとおり登録したので通知します。 記	
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
(初回登録)	年 月 日
登録番号	北海道屋外広告業登録第 号

別記第12号様式の3（第24条関係）

(表)

屋外広告業登録拒否通知書	
(記号)第 号指令	住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
年 月 日付けで申請のあった屋外広告業の登録については、次の理由により登録を拒否します。 年 月 日	
支庁長 印	
記	
登録拒否の理由	
根拠条文	

(裏)

教 示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第13号様式及び別記第14号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第24条の２関係）

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

支庁長 様

住所

氏名



（電話 番）

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

北海道屋外広告物条例第21条の５第１項の規定により、次のとおり屋外広告業の登録事項に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

登 録 番 号	北海道屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
ふ り が な 商号、名称又は氏名 及び生年月日 （法人にあっては、 商号又は名称並 びに代表者の氏 名及び生年月日）	生年月日 年 月 日

	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 （法人にあっては、 主たる事務所の 所在地）	〒 (電話 番)		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

注 次の書類のうち、変更に係るものを添付すること。

- 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 登記事項証明書
- 誓約書
- 略歴書
- 業務主任者の資格を証する書面

別記第14号様式（第24条の３関係）

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

支庁長 様

住所

氏名



（電話 番）

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

北海道屋外広告物条例第21条の７の規定により、次のとおり屋外広告業の廃業等をしたので届け出ます。

登 録 番 号	北海道屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
ふ り が な 商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 商号又は名称及 び代表者の氏名）	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	〒

（法人にあっては、 主たる事務所の 所在地）	（電話 番）
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 法人の代表者であった者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人又は法人の代表者

別記第14号様式の次に次の5様式を加える。

別記第14号様式の2（第24条の4関係）

← 40センチメートル以上 →		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
屋外広告業者登録票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代 表 者 の 氏 名		
登 録 番 号	北海道屋外広告業登録第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
営 業 所 の 名 称		
業 務 主 任 者 の 氏 名		

別記第14号様式の3（第24条の5関係）

注 文 者 の 名 称 等	
注文者の住所（法人に あっては、主たる事務 所の所在地）	
広告物の表示又は掲出	

物件の設置の場所			
表示した広告物又は設 置した掲出物件	名称 又は 種類		数量
表示又は設置の年月日	年 月 日		
契 約 金 額			

注 この様式は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに別葉とすること。

別記第14号様式の4（第24条の6関係）

（表）

屋外広告業登録取消通知書	
（記号）第 号達	
住所	
氏名	
〔法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
北海道屋外広告物条例第22条の4第1項の規定により、次のとおり屋外広告業の登 録を取り消します。	
年 月 日	
支庁長	印
記	
登 録 番 号	北海道屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 商号又は名称及び 代表者の氏名）	
住 所 （法人にあっては、 主たる事務所の所 在地）	〒
	（電話 番）
取 消 年 月 日	
取 消 理 由	

(裏)

教 示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第14号様式の5（第24条の6関係）

(表)

営業停止命令書

(記号)第 号達

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け北海道屋外広告業登録第 号で登録した屋外広告業については、北海道屋外広告物条例第22条の4第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命じます。

年 月 日

支庁長 印

記

営業停止の期間	
営業停止の範囲	
営業停止の理由	

(裏)

教 示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第14号様式の6（第24条の7関係）

屋外広告業者監督処分簿

処分を受けた屋外広告業者に関する事項	登 録 番 号	北海道屋外広告業登録第	法人・個人の別	法人・個人
	ふ り が な 商号、名称又は氏名及び生年月日 (法人にあっては、 商号又は名称並びに代表者の氏名及び生年月日)	生年月日	年	月 日
	住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	〒	(電話	番)
	道の区域内において営業を行う主たる営業所の名称及び所在地	名 称 所 在 地	〒	(電話 番)
	処 分 の 年 月 日			

処 分 に 関 す る 事 項	処 分 の 内 容	
	処分の根拠となる条 例の条項	
	処 分 の 期 間	
	処分の原因となる事 実	
	罰 則 の 適 用 状 況	
	備 考	

別記第15号様式中「第22条第3項」を「第22条の6第1項」に、「住民票抄本」を「住民票の抄本又はこれに代わる書面」に改める。

別記第17号様式中「第22条第3項」を「第22条の6第1項」に改める。

別記第18号様式中「屋外広告物講習会修了者等認定申請書」を「業務主任者資格認定申請書」に改め、同様式の注の(2)の事項中「住民票抄本」を「住民票の抄本又はこれに代わる書面」に改める。

別記第19号様式中「屋外広告物講習会修了者等認定書」を「業務主任者資格認定書」に、「同項第1号の講習会の課程を修了した者」を「同項第1号から第2号までに掲げる者」に改める。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に知事又は支庁長の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）のうち、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第1条の4第1項又は第2条第2項に規定する許可基準に適合しないこととなるものの北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第10条第2項の許可に係る許可基準については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から当該広告物又は掲出物件の種類等に応じ北海道屋外広告物条例施行規則別表第4に定める期間は、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現に北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第110号。以下「改正条例」という。）による改正前の北海道屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は同条第2項各号に掲げる物件にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項第2号の適用除外の基準に適合して表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、改正条例による改正後の北海道屋外広告物条例第2条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は同条第2項各号に掲げる物件に引き続いて表示され、又

は設置されるもののうち、新規則第2条第1項第2号の適用除外の基準に適合しないこととなるものについては、施行日から6年間は、なお従前の例による。

- この規則の施行の際現に旧条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件に係る管理者及びその届出については、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- この規則の施行の際旧規則別記第19号様式の屋外広告物講習会修了者等認定書で現にその効力を有するものは、新規則別記第19号様式の業務主任者資格認定書とみなす。